

# まちづくりサポートネット元気な入間の事業執行に係わる パートナーシップ協定

市民の自立的な組織である「NPO法人まちづくりサポートネット元気な入間」（以下「まちサポネット元気」と略します。）と入間市（以下「市」と略します。）は、まちサポネット元気の事業執行に関するパートナーシップ協定を次のとおり締結します。

## 1 パートナーシップ協定の目的

このパートナーシップ協定は、元気な入間まちづくり基本条例第8条第2項に規定する「推進組織」として立ち上げたまちサポネット元気が、市民活動団体等と市の間をつなぐ中間支援活動を実施するにあたり、まちサポネット元気と市との関係について定めるものです。

## 2 役割と責務に関する約束

まちサポネット元気と市は、まちサポネット元気の事業活動に関連して、以下に示すそれぞれの役割と責務を持つものとします。

### (1) まちサポネット元気の役割と責務

- ①まちサポネット元気は、「元気な入間」都市宣言の趣旨である『市民が主役となり行政との協働により進めるまちづくり』を実現するために、必要と思われる事業等を企画し実施します。
- ②まちサポネット元気は、市民の自立した組織として自主的な事業活動を展開します。
- ③まちサポネット元気は、市民活動センターの登録団体を始め、市内で活動する各種市民活動団体との交流を促進し、まちづくり活動団体のコーディネートを努めます。
- ④まちサポネット元気は、市民活動団体の情報収集や発信を行い、市民活動団体のネットワーク化を進めます。
- ⑤まちサポネット元気は、市民活動センターを元気な入間のまちづくりを推進する市民のまちづくり拠点として更なる機能の向上を図り、価値の高い施設としていきます。
- ⑥まちサポネット元気は、新しい公共の担い手となる人財を発掘、育成し、市民活動への参加を促します。

### (2) 市の役割と責務

- ①市は、まちサポネット元気の事業活動上必要な資材や機材等を可能な範囲で提供します。

- ②市は、まちサポネット元気の活動場所として市民活動センターの事務室を提供します。
- ③市は、まちサポネット元気の事業活動に対して、必要な情報を提供します。
- ④市は、まちサポネット元気の事業活動の広報を支援します。
- ⑤市は、中間支援活動に関する業務についてまちサポネット元気と委託契約を交わし、市民活動センターの機能の向上と、市民との協働によるまちづくりを推進します。

### 3 パートナーシップ協定の有効期限

このパートナーシップ協定は、まちサポネット元気と市との協定締結の日から、平成28年度末までを有効期限とします。

### 4 その他

このパートナーシップ協定に定めのない事項で、今後この協定を遂行する上で必要と思われる事項については、まちサポネット元気と市との合意を得て、この協定に加えることができるものとします。

このパートナーシップ協定の成立を証するため本書2通を作成し、まちサポネット元気と市が記名押印のうえ、各自1通を所持します。

平成26年4月1日

入間市豊岡四丁目2番2号  
特定非営利活動法人  
まちづくりサポートネット元気な入間  
代表理事 木内勝司

入間市豊岡一丁目16番1号  
入間市  
入間市長 田中龍夫